

令和4年1月21日

障がい児通所支援事業所管理者各位

茅ヶ崎市障がい福祉課長

令和4年1月21日付まん延防止等重点措置発令に伴う障がい児通所支援事業に関する
請求及び代替サービスの取扱いについて（通知）

日頃より本市の福祉行政の推進にご理解、ご協力いただきありがとうございます。

令和4年1月21日にまん延防止等重点措置が発令されことに伴い、本市が支給決定している児童が
利用する障がい児通所支援事業所に対して、請求及び代替サービスの取扱いについて通知するものです。

1 代替サービスの実施について

本市では、感染を恐れ、利用者及びその保護者から通所を控えたいとの希望があった場合に限り、
通所していない利用者に対して通所時と同等のサービスを提供した場合には、令和4年1月21日
(金)から令和4年2月14日(月)まで報酬の対象とします。

障害児通所支援事業所が行うことができる限りの支援内容とその取扱いについては、「令和4年1月21
日付緊急事態宣言発令に伴う代替サービスについてQ&A（本市インターネット掲載）」のとおりと
します。

2 代替サービスに係る利用者負担について

代替サービスにて支援を行った場合でも、利用者より利用者負担金を徴収してください。

3 通所交通費について

代替サービスにて支援を行った場合、通所の実態はないため、通所交通費は請求できません。

※ただし、今後の新型コロナウイルスの状況で、上記に示した期間を延長する場合があります。期間
を変更する場合は、改めて通知いたします。

事務担当 茅ヶ崎市 障がい福祉課 大畑、鈴木、山根、太田

住 所 茅ヶ崎市茅ヶ崎1-1-1

電 話 0467-82-1111 内線 3214

メ ール shoufuku@city.chigasaki.kanagawa.jp

※電話がつながりにくい状況ですので、質問等はメールにてお願いしま
す。